**令和　年度横浜国立大学利益相反自己申告書**

提出期限：（厚労科研採択者）事業年度に係る交付申請書提出前

　　　　　　　　　　　　　　　（AMED採択者）　AMEDとの委託契約締結日前

提出先：産学・地域連携課利益相反マネジメント担当（rie-mane@ynu.ac.jp）

◆下記の記入要領に従い、以下の項目にお答え下さい。

自己申告を行う対象期間は、厚生労働省科学研究費補助金又はAMEDの事業を実施する当該年度（見込みを含む）及びその前年度です。

**項目１．自己申告対象期間内にあなたが受け入れた、もしくは受入予定の外部資金等（共同研究・共同事業・受託研究・受託事業・学術指導・寄附金・研究助成金等）があれば記載してください**。

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**項目２．項目１で回答した外部資金等の受入の他に、次に掲げる活動を行っています（いました）か？該当するものすべてについて、□にチェックを記入してください。**

[ ] ①企業等への知的財産の技術移転(実施許諾、権利譲渡、技術指導)

[ ] ②本学の施設・設備の企業等への利用提供(有償・無償問わず)

[ ] ③企業等からの物品・施設・設備・役務の本学への供与(有償・無償問わず)

[ ] ④企業等からの500万円以上（1年間をとおして1企業等から購入した合計）の物品等の購入

**項目３．****項目１及び項目２で回答した企業等との間で、あなた及び配偶者等は、下記に該当する関係があります（ありました）か？該当するものについて、□にチェックを記入してください。①～⑨の該当がない場合は⑩へチェックしてください。**

[ ] ①該当企業等の役員等に就任している／していた。

[ ] ②該当企業等から100万円以上(税込)の個人的報酬を得ている／得ていた。

[ ] ③該当企業等から100万円以上(税込)の経済的利益を得ている／得ていた。

[ ] ④該当企業等の公開株式を発行済株式総数の5%以上を保有している／していた。

[ ] ⑤該当企業等の未公開株式を1株以上保有している／していた。

[ ] ⑥該当企業等のストックオプションの権利を得ている／得ていた。

[ ] ⑦該当企業等へ出資している／出資した。

[ ] ⑧相手先が民間企業であって、当該企業又は当該企業に関係する企業もしくは当該企業に関係する各種法人・団体において兼業している／していた。

[ ] ⑨相手先が民間企業以外の各種法人・団体（特殊法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人、任意団体等）であって、当該各種法人・団体又は当該各種法人・団体に関係する法人・団体等もしくは企業において兼業している／していた。

[ ] ⑩上記①～⑨に該当するものはない。

**項目４．項目３で①～⑨にチェックをした場合、番号ごとに当該企業等名を記入してください。複数ある場合は行をコピーし、すべての企業等名を記入してください。**

　　該当する番号（※①～⑨記入）：　　　　　　該当する企業等名：

**------------------------------------------------------------------------------**

**◇利益相反に関する事実について、上記のとおり申告いたします。**

**提出日：令和　　年　　月　　日**

**所属・職名：　　　　　　　　　　　　　氏名：**

**------------------------------------------------------------------------------**

**※記入事項は以上で終わりです。必要に応じ追加で確認させていただく場合がございます。**

**お手数をおかけしますがご協力のほどよろしくお願いいたします。**

横浜国立大学利益相反自己申告書　記入要領及び留意点

1. **申告対象期間**

厚生労働省科学研究費補助金及びAMEDの実施年度（見込を含む）及びその前年度。

1. **自己申告書に係る用語の定義**

①　「産学官連携活動」とは、本学と企業等との間で行う、下記のア～エに掲げるものを指す。

ア　共同研究（事業）・受託研究（事業）・技術移転（実施許諾、権利譲渡、技術指導）・

学術指導

イ　教職員等の兼業

ウ　研究助成金・寄附金の受入れ

エ　施設、設備の利用の提供及び年間を通して１企業等から購入した合計が500万円以上の

物品の購入、等

②　「企業等」とは、国、地方公共団体及び独立行政法人を除く、下記のア～ウに掲げるものを指す。

ア　企業（大学発ベンチャー企業を含む）

イ　各種法人・団体（特殊法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人、任意団体）

ウ　上記の他、関連業界団体

③　「配偶者等」とは、申告者の配偶者及び一親等以内の親族を指す。

④　「外部資金」とは、産学官連携活動のなかの、共同研究（事業）・受託研究（事業）・学術指導を行った企業等と契約等の締結を行ったもの（共同研究は0円契約を含む）、又は寄附金・研究助成金の受入を行ったものを指す。

⑤　「役員等」とは、該当企業等の役員相当以上をいい、役員又は実質的に役員と同レベルの権限を持ち、責任を負う立場であり、取締役、業務を遂行する無限責任社員、理事、支配人その他これに準ずる者、顧問などの職を指す。また、自身が該当企業等を実質的に経営していると客観的に判断される場合も含む。

⑥　「個人的報酬」とは、自らの所得として計上される収入であり、該当企業等の株式の売却益・配当、兼業報酬、ロイヤリティ、各種謝金(学術指導、技術指導、原稿料、講演料等)をいう。但し、謝金を伴わない旅費、交通費を除く。

⑦　「経済的利益」とは、上記⑥「個人的報酬」以外の物品、各種サービス等による経済的利益をいう。

⑧　「ストックオプション」とは、一定期間中に一定の価格で予め定められた価額で会社の株式を取得することのできる権利をいう。

⑨　「各種法人・団体」は、②　イの定義を参照のこと。

1. **自己申告書の「項目　３．」に係る補足事項**（※補足がある選択肢のみ記載しています）

□選択肢　④　該当企業等の公開株式を発行済株式総数の5%以上を保有した。

→対象期間中に一時的にでも発行済株式総数の5%以上を保有したことがあれば、チェックを付すこと。なお、株式の保有は出資に含まれるため、併せて⑦にチェックを付すこと。

□選択肢　⑤　該当企業等の未公開株式を1株以上保有した。

→対象期間中に一時的にでも未公開株式を1株以上でも保有していた場合、チェックを付すこと。なお、株式の保有は出資に含まれるため、併せて⑦にチェックを付すこと。

□選択肢　⑥　該当企業等のストックオプションの権利を得た。

→ストックオプションの権利保有により、会社の従業員等は、将来株価が上昇した時点でストックオプションの権利行使を行い、会社の株式を取得し売却することにより、株価上昇分の報酬が得られることとなる。対象期間前に当該権利を得た場合でも、対象期間内に権利を継続していれば、チェックを付すこと。

□選択肢　⑦　該当企業等へ出資した。

　→対象期間内に出資を始めたものだけでなく、対象期間前から出資を継続している場合もチェックを付すこと。株式の保有も出資に含まれる。

　　□選択肢　⑧及び⑨　に該当する兼業先がある場合

　→⑧にチェックする例：

　　　（1）A社と共同研究を行っており、かつA社で兼業している。

（２）B社と受託研究を行っている一方、B社と関係があるC団体の審議会委員の兼業を行っている。

（3）D社から寄附金を受け入れており、かつD社で兼業している。　　等

　→⑨にチェックする例：

　　　（1）一般財団法人であるEから寄附金を受け入れており、かつE法人で兼業している。

　　　（2）公益財団法人であるFと受託研究契約を締結しているが、財団法人Fと関連がある

G団体の兼業を行っている　　等

1. **その他留意点　（厚生労働省科学研究費補助金・AMED共通）**

・本自己申告書の提出後において、新しく報告すべき当該研究に関する経済的な利益関係が発生しましたら、速やかに本件問い合わせまで当該内容を報告ください。

【本件問い合わせ先】

研究・学術情報部

産学・地域連携課知的財産係

利益相反マネジメント担当

E-mail：rie-mane@ynu.ac.jp